

## 第2回運用指針策定作業部会 議事録

日時 平成28年12月19日(月)  
午前10時～12時20分  
場所 議事堂 7階 第2委員会室

### 出席者

- ・ 部会員等 14人 (氏名下波線は、議事録署名委員)  
横野昭(部会長)、上野蛭、舎川智也、江西照康、金井毅俊、吉田修、大島満、成田光雄、松尾茂、尾上一彦、村石篤、南俊正、鋪田博紀、高田重信
- ・ 事務局 4人  
後藤次長、横山庶務課長、齋田主任、谷
- ・ 傍聴人 7人  
議員7人、一般0人
- ・ 報道関係 17人

### 議論の概要

- 1 議員の活動は、政務活動、政党活動、選挙活動、私的な活動等、多様な側面がある。市政報告会等の政務活動において、政務活動費の支出が認められるのは、どのような要件が必要か。また、その際、政務活動費の支出方法、支出額はどうかあるべきか。このことについて、各部会員の間で、さまざまな議論が交わされた。各会派から、それぞれの意見が提案されたが、一致点が見出すことができないため、一旦、各会派に持ち帰って検討してもらい、次回で改めて、協議することとした。

## 議事録

※発言内容を一部整理して掲載しています。・・・富山市議会事務局

横野部会長： ただいまから、政務活動費・運用指針策定作業部会を開会いたします。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可します。報道機関の方に入ってもらってください。ここで報道関係の皆さんにあらかじめお願い申し上げます。本日は多くの報道機関の方がお見えになっておられますので、取材スペースが非常に狭くなっております。ご覧のように会場も狭くなっておりますので委員や当局説明員の席に近づくなど、行き過ぎた行為は円滑な部会の妨げになりますので、節度を持った取材をお願いいたします。あり方検討会でも申し上げましたが、委員の後ろにまわって撮影をするようなことはお控えをいただきたいと思っております。それでは、本日の議事録の署名委員に江西委員、成田委員を指名いたします。これより協議事項に入ります。本日の協議事項はお手元に配布のとおりであります。本日の議事の進め方ですが、まずは事前にお配りしてある、「各会派からの改善提案」の資料に基づき、各会派から、ご自分の会派の提案について補足説明をしていただきます。時間も限られており、すべての会派から提案をいただいておりますので、簡潔をお願いいたします。すべての会派からの説明をいただいた後、他の会派への質問を含め、意見交換を行いたいと思っております。その結果、本日、各会派で合意できる提案については、改善案として、とりまとめたいと思っております。また、本日、合意に至らなかった提案については、一度、各会派に持ち帰っていただき、再度、会派としての意見を調整等していただいて、次回以降の部会で、再度、検討していきたいと思っております。数回の検討の末、この部会として、ほぼ改善案がまとめられれば、1月末までには、「あり方検討会」の座長に報告したいと思っております。その際、複数の意見があり、合意できなかった点についても、その旨を報告したいと思っております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： それでは、そのように進めていきたいと思っております。皆さんにお配りしてあります資料について、資料の説明を先にさせていただいてよろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： 事務局から説明をお願いいたします。

後藤次長： 事務局の後藤でございます。お配りした資料について、若干の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。部会員の皆様には、A3版10ページものの各会派からの改善提案と、総務省が提示しております政務活動費のイメージ図をお配りしておりました。本日は、新たにA3色付きの新運用指針に基づく政務活動実施および政務活動費執行フロー（素案）をお配りしておりますので、このフロー図について私のほうから説明をさせて

いただきたいと思います。考え方の順番としては、項目のところについております数字の順に作業が、あるいは事務が進むというイメージでございます。この前提としましては、あり方検討会の枠組みで検討されました、市長から会派へ3ヶ月ごとに交付を前提とした、会派による組織的、自律的ガバナンスの構築をするということと併せて、議長（議会事務局）によるチェック体制の強化をイメージ図として落としたものでございます。順に説明させていただきます。一番上の黒い矢印、市長から会派に3ヶ月ごとに資金が交付されます。実際に事業の実施、物品の購入等に進むわけですが、肌色の1番ですが、ある議員さんが市政報告会を開きたい、物を買いたい、こういったことについて立案をします。今までは議員さん個人の、あるいはごく限られた方々の意思決定に依っていた部分について、組織的な関与あるいは組織的な統制を働かせるものであります。1番で、事業実施内容、購入物品等の具体的な企画立案を行っていただきまして、その後に会派に対して事前申請をしていただきます。会派においてそれぞれお立場がある方による事前審査をしていただき、そこでクリアになりますと、設置予定の第三者機関に事前審査依頼を行います。第三者機関におきましても事前審査を行います。第三者機関の判断基準としましては、今ここで作りあげようとしている作業部会に於けます運用指針が判断基準のひとつになることと思います。5番ですが、第三者機関と事務局との協議が必要になる場合があります。それは、協議対象案件として、重要案件、運用指針で判断困難な疑義案件について、事務局と予め協議をするということです。その結果、第三者機関として6番の事前承認を行います。会派へ事前承認の結果を伝達し、承認の伝達を受けた議員さんが事業実施に係る発注をしたり、注文をしたりして事業を行うこととなります。ここで、契約行為が必要なものもあるかもしれません。その結果、物を買った、事業を実施したということになれば、物品の納入とか事業実施に対する検査、検証が必要になります。まずは議員さんによって行っていただきます。この段で相手先債権者が支払いを待てないということであれば、12-1のように議員さんによる立替払いが発生するかと思います。この段階では、会派の検収が済んでおりませんので、13番の事業実施報告、検収物の確認申請ということで、会派によって納品とか実施内容の確認をしていただく事後審査が14番です。その結果、会派としてOKとなった後に、16番の第三者機関の最後のチェックが入ります。その結果、事前の申請通りの内容であれば17番の第三者機関と事務局との協議が要らない場合もありますが、計画通りではない、計画を超えて実施した場合につきましては協議が必要になるかと思います。その結果、18番の事後承認が行われ、会派に伝えられて最終承認を行い、支払決定を行う、その結果、21番の立替えた議員さんへ資金の補填が行われる。あるいは、支払いを待っていた債権者の皆さんへは会派から直接、口座振込によって支払いを行うといった資金の流れでございます。この業務に対して、会派と議長（議会事務局）を結んでおります両矢印ですが、3ヶ月ごとにやっております。これを事務処理の多さ等を考えて事務局により一定ごとの審査とし、審査基準は新運用指針で定められていることが基本になると思います。その結果、年度終了後に議長へ報告書類の提出と、事務局の最終的な審査を行い、事業を決定し市長へ送付します。残余の資金があれば、会派から市長へ残金をご返金いただくということになります。こういった意味のフロー図でございます。説明は以上でございます。

横野部会長： これについては素案でありますから、あり方検討会で村上座長のほうから提案された詳細な流れを作ってみたというようにご理解いただければよろしいかと思えます。こういう流れであれば、不正は防げるじゃないかというひとつの考え方です。あり方検討会の方向性はこういうフローになるということで、参考に見ていただいて、会派および個人なのか、会派なのか、議員個人なのかの結論はまだ出ていませんので、現在は会派へ支給するとなっておりますので、それを基に考えるとこの流れが一番無難ではないかと思えます。それでは、各会派から質問と内容の説明をしていただきたいと思います。実を言うと皆さん方からいただいた膨大な資料、87件あります。内容的に検討してまとめたものがお手元に配ったA3の様式であります。この中には、制度全般について考えていく問題と、当然、個別案件もあります。3ページ目からは、市政報告会の中身、いろいろな事例があってそれに対する改善案をふまえて話し合いをしながら、最終的に作業部会としての方向性を決めていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： それでは、最初に制度全般について、順次進めていきたいと思えます。今日の予定ですが、11時半ぐらいを目途に、意見交換が多くなったら次のこともありますので、まとめられるものはまとめていきたいので、皆さんの意見を素直に聞いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず自民党さんから。並んでいる順に。

鋪田委員： 自民党のほうは、制度全般で①と③のところと、(22)のところについて記載してあります。書いてある通りですが、通報制度のような形で、指針の中に落とし込めないかという部分であります。通報先については、第三者機関あるいは議長サイドに持って行って、通報者に不利益がないようにしていく必要がある、民間では当たり前ですが、こういったことも指針の中に落とし込めないか、条例がふさわしければ条例でとなるかと思えます。③については、一定額以上の高額なものについては、相見積とか取って適正な価格を守るようにしたらどうかという意見が会派から出ております。(22)のほうですが、申請者は現在は担当者になっておりますが、議員が申請者となって申請するという、責任の所在を明確にするといったことが制度全般として提案したいと思えます。

村石委員： 社民のほうから言います。②の会派内管理の徹底については、フロー素案に書いてある通りだと思います。他の会派の提案に意見を述べさせていただきます。⑦の市政報告会および後援会等を同一会場で実施した場合と書いてありますが、社民党は同一会場では実施しないとなっております。必ず分けるということを主張したいと思えます。⑨については第三者機関の設置とチェック、監査体制の強化は、監査体制に代わるものとして第三者機関を設置しているので、それに代わるものと考えています。第三者機関への審査依頼に政務活動費を使うことに違和感があるということですが、自分達の政務活動費をしっかりと管理するための第三者機関なので、譲歩すべきではないかと考えています。⑩の請求書はぜひ添付するようにしていただきたいと思います。納品書という意見もありますが、インターネットで公開すること

になると沢山になりすぎるので、領収書と請求書があればよいと考えています。⑩のほうは実施風景写真などの証拠書類等の厳格化ということです。(21)と(22)は全く賛成です。以上です。

松尾委員： 公明党から提案させていただきます。⑤ですが、そもそもこの支出は政務活動なのかどうなのか、基本的なところから考えなくてはいけないと思います。現在、地に落ちた富山市だということをつかっていた上で、本当の意味での市民目線で考えなくてはいけないと思います。私的な経費、政党活動、選挙活動、後援会活動など様々ありますが、本当に政務活動なのかと、その区分があいまいな支出につきましては、他都市を見ますと按分とか、そういう考えもありますが、私どもとしましては、そういったあいまいな支出については、支出不可という基本ベースで行うことで検討していくべきと考えています。⑪の現在、会派に対して交付と決められています、あり方検討会で検討されていますので、ここで言うべきことではないかもしれませんが、議員個人としていただきたいということであれば、柔軟に会派または議員としてもよいのかなと提案させていただきました。領収書の考え方ですが、明確にしたものを作りましょうということで提案させていただきました。運用指針の構成についてですが、今、政務活動費に充てることのできる経費の運用指針だとか、別に提出する証拠書類の取扱いについて、政務活動費の支出に必要な事務様式の例の3つありますが、ひとつにしっかりとまとめて、運用指針を作っていくべきではないかと思います。以上です。

大島委員： フォーラム58です。この会議では運用指針についてのみとご指導があったと、私の勘違いかもしれませんが。茶菓子代は一切認めないことで、公明党さん維新さんと同じでございます。あえて条例改正まで踏み込んで、後払いと議員個人支給と考えております。第三者機関に事前審査、事前承認、事後審査、事後承認の流れの中で、本来ならば自由であるべき政務活動が、第三者機関という法的には無いものに縛られるというか、箸の上げ下ろしまで言われるような資料で、急に書籍を購入したいとか、すぐ視察に行きたいという対応が迅速にできないことになったり、他に情報が漏れるという心配があります。第三者機関に頼るべきか、このフローは疑問に思います。以上です。

金井委員： 日本維新の会です。⑬について、過去5年間の不正があった事例の統計を取りました。9割が個人の活動で、個別の市政報告会を開いていない、茶菓子代をごまかしたということで、個人のポケットに入ったという点から、会派へ支払いを個人へ変えるということが私どもの意見であります。個人が書類を作って申請する段階で、初期段階でモラルというものが改善されるということでございます。後払いというのは、個人で支払って後で支給であれば、二重のチェックがあれば、この会派という部分が省かれるというように考えております。会派で支払っている部分を個人が請求するというので、ほとんどの不正は解決されるという考えであります。以上です。

上野委員： 会派光のほうも、フォーラムさんと同じです。運用指針のほうは、大まかなところはあり方検討会で話し合われているということで、省かせていただきました。後払い制のことを検討させていただけるのであれば、少し言及させていただきたいと思います。会派光としては、具体的な上限金額を改めて

設定する必要性があるのではないかと感じました。JRのほうは、明確な基準を書いてないことも、一般的な企業と比べましても、あいまいな表現が多いので具体的な方針を打ち出していくべきだと思います。領収書については、記載されてないことが今まで通ってきたという事例だと思います。以上です。

江西委員： 新風会で、過去の事案を見させていただきました。運用指針が悪い以前に、運用指針の外に出てしまっているものばかりで、運用指針があいまいだったという論点からはずれていると認識しております。第三者機関への審査依頼に政務活動費を使うことは、過去に悪いことをした者のために政務活動費を使うということは、私達は違和感があります。監査委員にも何の権限も無い、事務局も議員の活動に対して口を挟めないと言っているところに、この第三者機関が何の口を挟めるのか、何で口を挟んでくるのか、第三者機関というものについても疑問を持つところです。会派交付の原則について、事例を見ていたら、本来ならこの会派は解散しなければならないような問題ではないかと思えます。会派支給で実際に問題を起こしたのは、個人の問題だったということで、今後、政務活動費については個人の問題にすべきだと思います。帰属意識が個人に相当あったのではないかと感じました。誰かが暴走して使い出すと、自分も使わなきゃ損だという思いがどんどんつものってきているのだと思います。そういったところから、使い切りの体質となって、次から次へと不正が不正を呼んでいくような構図があったのではないかと考えます。会派交付の原則についても見直すべきではないかと思えます。以上です。

吉田委員： 共産党でございます。⑭に書きましたように、議論する以前のところで、検討が必要であると思えます。運用指針を論ずるところですから、政務活動費の根幹問題を検討する必要があります。それは3つあります。1つ目は前払いか後払いか、ここでは議論しないですね。あり方検討会上げてもらって、ぜひ検討してもらいたいです。2つ目は会派支給か議員個人支給か、この問題は全部調べたわけではないですが、会派支給ということに全国的になっていて、調べたら山形県議会は総額31万円ですが会派に3万円、議員に28万円となっていて議員に重きを置いています。この解釈の問題は、いろいろ研究していく必要がありますが、私は議員個人ではないかと思えます。不正の多くは、市政報告会で、会派が認知しているとはいえ、議員が自分達の活動エリアの中で市政報告会をやっています。共産党の場合は、ホテルではやらずに、自治公民館でやります。15人とか20人、例えば豊田地区だと24の公民館で全部、市政報告会をやります。現実的には、議員支給のほうが現実的であると思えます。3つ目は15万円が適切なのかどうか、この議論もやらないとだめだと思います。今回の不正事件で、市民の皆さんが、富山市議会が本当に画期的に変わったと言われるような見直しをやる必要があると思えます。あり方検討会に戻して、しっかり議論することを求めたいと思えます。2ページの領収書ですが、私どもは、全会派の5000枚を調べました。領収書は全部、会派名になっています。どこでやったかを見て、誰かさんだと想像はできるが、インターネット公開した場合に会派名の領収書では分かりません。領収書は個人名にすべきだと思います。白紙領収書や偽造は論外ですが、基本的にはそのように思います。また、支出伝票も個人名に、併せて現金出納簿も公開しないと、市民の皆さんは分かりません。請求書、領収書の問題は、ものによると思います。実態から言うと、公民館

だとだいたい5000円です。その請求書を出せと言われても無理です。実態に合わないと思いますので、その辺は実態に合うようにしていただきたいと思います。取りあえず以上です。

尾上委員： 民政クラブでは、今、言われたように月の金額が15万円で良いか悪いかは別にして、使えなくするのではなく、使えるように不正が無いようにするにはどうしたらよいかということを考えて提案させていただいております。⑦で正しい按分ができるかというのは難しいとは思いましたが、市政報告会をやってその後、後援会としての役員会や懇親会をやって、使えるところには使いたいという思いがあって、このような書き方をさせていただきました。証拠書類が大事で、レシートだとか注文したものであれば明細書などを必ず付けるということです。今までのように、領収書1枚でいいということにはならないと考えております。以上、書かせていただいております。

横野部会長： 皆様のご意見を制度全般について伺いました。皆様の見解から見えるのは、請求書の中に議員名の記載というのは、当然そういう方向へいかなければならないと思っています。皆様の総意として、請求書の議員名の表示ということが1点あったと思います。また、あり方検討会で、第三者委員会を設置しましょうという方向でいっていますので、大島委員のおっしゃった第三者機関の必要性、そこを通らないと何もできないのかということ、秘密の担保になるかならないかということ、そういったことについては、4月の選挙が終わった後に新しい議員で、第三者委員会の設置の方針を決めるので、第三者委員会の判断基準もある程度作ってやらないと、第三者委員の中に議員経験者がいるかいないかによって、これは政務活動なのかどうか政治判断はどの程度できるのかという問題と、弁護士さんや会計士さんの問題もあります。第三者委員会のことについては、今日は議論はしないということによろしいでしょうか。

村石委員： 2点だけ付け加えます。ひとつは、支出伝票に議員の個人名が無いことですが、これは議会事務局も悪いし、全会派も悪いのです。平成23年の8月に出した証拠書類の取扱いについてというのがありまして、添付書類の例というのがあります。それには、市政報告会の資料を作るときは、〇〇党△△議員の市政報告会のための資料だとなったら、1/2しか政務活動費で使われないんです。それが、会派としてやる場合は全額、政務活動費として使えるということがあります。例えば、富山地区〇〇党△△議員市政報告会の会場代等と書いてあります。ここでポイントになるのは、食糧費はお茶単価150円×本数ということで、単価は大体これくらいかなと書いてあります。決めたことを実践してこなかった事務局や会派に問題があるということを見ていく必要があると思います。もう1点は、第三者機関について、政務活動費を使ったらだめとか、許可するとかいう判断は非常に厳しくて、最高裁の判例でも、会派の政務活動費の使い方に対してああだこうだというのはできないと書いてあります。従って第三者機関でチェックするのは、議員自らが決めた運用指針に基づいているかいないかでしか判断はできません。もちろん、いろいろな判例があるので、判例に従って判断することになります。第三者機関が細かいところまで制約することになってはいけないと思います。

吉田委員： 今の関連ですが、平成21年の最高裁判決の解釈の問題で、市の当局や監査委員が深入りすることは想定していないというやりとりがありました。政務調査費に使用制限違反があることが、収支報告書等から明らかに疑われる場合を除くとあります。明らかに、使用基準からはずれたものは、第三者機関は指摘することができるかと解していいわけです。

大島委員： 村石委員さんのお話の中で、私は1人会派なので、フォーラム58と書いたら全額、フォーラム58大島と書いても全額ということになりますよね。社民さんのほうで、村石さんのお名前を書いたら半額、東さんとお2人だったら全額ということになります。このように、実際同じことをやっているのに、名前を書いたことによって、半額になったり全額になったりと、あいまいな所はきちんと直していったほうがいいのではないかと思います。

横野部会長： その件については、あとで打ち合わせのときに詳しくやりましょう。今は制度全般についてやっていますので、3ページ以降に個別の案件もありますので、意見として入れておきたいと思います。

尾上委員： 今、全般のことを各会派が言いましたけれども、今日決めるんですか。質疑とかしないんですか。

横野部会長： 意見交換としてやぶさかではありませんので、今ここで終わりました次というつもりはありません。他、何かご意見あれば。

尾上委員： ③に自民党会派からの、一定額以上の支出は複数社からの見積り徴収を義務付けるとありますが、入札するのは私は良いとは思いますが、会派で入札しろと言っても難しいのではないかと思います。会派でパソコン買うときに、友達に電気屋さんがいたとすると、見積りを出してもらうときに電気屋の友達にもうひとつ見積りをもらってこいというのは、モラルの問題なので私はそんな人はいないと思います。例えば、会派で一定額以上のものを購入するときは事務局にお願いすることはできるのかどうかと思います。入札して安いところから買うというのは、税金を使うわけですから、大変必要なことだと思います。

高田委員： 今は全般として、入札しましょうよと言っています。合意できるものは合意していかないと先へ進めないの、だめなところは会派へ持ち帰るとかいう話し合いでいったほうがよいと思います。

鋪田委員： 制度全般について、合意できるものは合意していけばよいと思います。一定額以上と我々を出していますが、支出対象によっては相見積りがないというものがあります。また形式的に相見積りすることによって、それが不正の温床になってしまっているのではないかと思います。社会通念上、金額の妥当性を担保するためには、こういう方法もあるのではないかとということにお示ししているわけです。ここで合意できなくても、議論していく中で、こういう方法があってもいいねということがあってもよいと思います。漏れていたけれども、深掘り議論していく中で、やっぱり必要だねということがあってもよいと思います。逆に今ここで合意してしまったことで、後の議論を深める



ことができないとなることもあるので、皆さん慎重に考えていく必要があると思います。

村石委員： 鋪田委員と基本的には一緒なので、フロー素案の中身で良いということになれば、具体的な細かいところは次の細かい項目のところ、ひとつひとつ意見交換をして合意をもらっていくということにならざるを得ないと思います。

江西委員： 業者から見積りを取るとなると、今はネット社会になっていて、安いところがいっぱい出てくるというわけです。大まかな考えとして、この考えがいいのか、富山市の議員の集まりでその方向に舵を切ることが本当に良いのかというのがあります。自民党会派から出ている通報制度とか、仰々しいというか、ここまできているのであれば会派として見直す認識がいると思います。

吉田委員： 最後の確認ですが、私の提案した3つの抜本見直しは、あり方検討会へ上げてもらえるんですね。

横野部会長： あり方検討会では、作業部会の方向性を見た上でという話なので、前払い後払いの問題ですけど、例えば結果的に会派支給となった場合には、会派へは3ヶ月ごとに事前に金が行くんですね。ただし、使って出ていくのは全部終わった後の後払いでないと金が出ないということです。その間は議員が立替をするか、債権者が払うかというシステムを確立すれば、議員へは後払いということになります。3ヶ月ごとの会派へは、これが前払いかどうなのかという判断があります。私の理解は後払いと思っています。皆さんどんなものでしょうか。

吉田委員： これは、あり方検討会で議論し直したらいいと思うんです。議員会長が不正をやっていたという事実があるわけじゃないですか。トップが不正していたら、チェックできるはずがないのです。入善町は月1万円ですが後払いにしたと、射水市は45000円です。あと1回、あり方検討会で話してほしいです。

横野部会長： 作業部会でもある程度の方向性はどうかと申し送らないといけないと思います。会派支給か個人支給でいくのか、意見交換していかなければいけないと思います。制度全般について、まだご意見ありますか。

高田委員： 部会長、今出ているんですから、ひとつここは確実にやっていかないと、また戻って行ってしまいます。全般で流れが決まらないと、次のところへ行けないと思います。各会派で合意できない部分は持ち帰るとか、そのへんもしっかりしていかないと進まないと思います。

横野部会長： それでは順番にやっていきます。

松尾委員： 制度全般についてとなっていますけど、結構細かいところの話も出ているようなので、細かいところも詰めながらのほうがよいと思います。

高田委員： ひとつの方向性が決まらないのに、また。大まかな合意できるところは合

- 意しておかないと。会派にするのか、議員にするのか、今決めておかないと。
- 鋪田委員： 細かい政務活動のあり方とか、ひとつひとつ潰すというよりは、共通で合意できることは何かと話し合っていないと。
- 高田委員： 内部告発ということを出しているわけで、条例にするかどうかというところも含めて皆さんの合意がないと。共産党さんの言われた会派支給だとか議員支給のところも、今ここで意見交換しておいたほうがいいと思います。全部スルーするならスルーするでもいいですけど。
- 江西委員： 結論出なくても、一通り議論していかないと。
- 尾上委員： 全般的な所は、まず皆さんの○か×かの判断を、その後で具体的な考え方をまとめていけばいいんじゃないかと思います。
- 横野部会長： 皆様のご意見をまとめるとなると、分野ごとに結構飛んでいるんですね。実際は個別案件をチェックしていったほうが良いと、その上で最終結論を出したほうが良いなと思いつつも、共通の理解ができるものは最初にもってきたんです。会派支給か個人支給かという問題は、どうしても避けて通れない問題なんですね。会派の支給となったときに、会派のトップが不正に金使ったと、それを監査するのは誰かとなると、構成している議員同士となって、やはり内部告発しかあり得ないだろうと思います。内部告発を条例に載せるというのは、本末転倒かなと思います。議員の自覚の問題ですから、自民党さんが書いていますが、気持ちの上で議員さんがそれぞれの思いを持ってもらうことが前提かなと思います。市政報告会のあり方、政務活動費の使い方、こういう方向へいきましょうと決めていったほうがよいとの思いです。調査研究はどういうことなのかと、皆さんの意見を出し合って、互いに理解を得るようにしていかないとダメかなと思います。水増しはやめましょうとか、そのために領収書と請求書と添付しましょうとか、費用按分の問題も含めて進めていかなければならないと思います。どんなものでしょうか。
- 村石委員： 尾上委員のおっしゃったように、社民党会派では全ての項目について、賛成、継続、協議、あるいは×とかの判断をしてきました。各項目の細かいところをやって、また全般に戻ったほうが良いと思います。
- 松尾委員： あり方検討会へ、しっかり意見を上げるといったことが大事であって、作業部会でどういった支出が可能かだとか不可だとか、検討することが重要だと思います。
- 横野部会長： 新しい議員さん含めて認識を持っていただき、皆さんの意見交換をしてまとめていきたいと思っています。制度全般については、皆さん方は当たり前と考えていただいているとして、3ページの市政報告会の開催においてに入ってもらいたいでしょうか。市政報告会について、意見を求めたいと思います。
- 鋪田委員： 自民党が、一番事例が多かったのですが、改善案の中で、広報費で会場費、機材借上げ費、消耗品費と印刷製本費が一緒になっていたのですが、これは

しっかりと分ける必要があると思います。懇親会との区別については、按分ではなくて時間でここまでが市政報告会であるとはっきり分かるような形の明細書を付ける必要があると思います。ホテルなどで時間いくらというものが無ければ、証拠書類として上がってこないわけですから、認めないということになります。10万円を超える場合は振込みとありますが、金額に因らず振込みとすべきだと思います。会場の看板などは、政務活動とは関係無いと思います。また、主催者、名称の如何を問わず、市の施策を報告するのは行政の役割であり、議員個人の政治信条を報告することは政治活動であり、政党の政策を報告することは政党活動であり、支出は認められないと考えられます。ただし、決められない部分も出てきたりすると、按分のほうがいいのではと思います。20ですが、水、ミネラルウォーター、湯茶に限るということで、嗜好品であるジュースやコーヒーは認められないと書かせていただきました。1人あたり500円というのは、公職選挙法がベースになっていますが、ここは喉を潤す程度と考えられます。印刷製本費ですが、領収書、納品書、請求書を添付し、成果品は会派へ納品と書かせていただきました。市政報告の資料が本当に印刷されたのか、議員個人の自宅に残っていたという事例もありましたので。

村石委員： 12の市政報告会でのアルコールは支出不可とすることとしました。19の市政報告会では、看板、実施風景写真を添付することとしました。21の茶菓子代は、1人500円ではなく、購入した実費×参加人数としたいと思います。市政報告会の後で、お酒は出さないということにすべきだと思います。

松尾委員： 市政報告会に限らず、茶菓子、アルコールは認めないことを徹底していただければと思います。市政報告会で、議員個人の信条、政党活動は政務活動ではないという判断の基で、公明党では支出はしていません。支出はできないという方向で、提案を出させていただきました。

大島委員： 市政報告会や懇親会などは、活発にやられて構わないのですが、市政報告会の後に懇親会がないというのはさみしいですから、どんどんやっていただいて結構だと思います。公職選挙法では、1人500円ずつ買収されても逮捕されませんというのが法的なひとつのラインとしてあります。逆に、個人と党で大いに買収して結構と考えられます。自腹で、個人なり党が出せば、それでOKなわけです。例えば、500円の会費でお茶と茶菓子を出しましたとか、1000円の会費でオードブルを出しましたという区別はできないのです。政務活動で茶菓子を出すなんていうのはナンセンスです。以上です。

金井委員： 1項目ずつゼロベースで考えて、これは〇、これは×という考えで考えています。個人で市政報告会をやることで、9割ぐらいの不正があったことから、これは全体に×と考えます。

上野委員： 茶菓子代は、飲物に限り、自販機で変える上限150円とする方向で、そのものを改善していくことが必要だと思いました。

江西委員： 3ページの13と18ですが、実際はお茶菓子で使われていたわけではな

かったということがあったと思います。領収書に記載してなかったので追跡したら、中華料理店だったというのがありました。市政報告会は飲食店で行わないことを書かせていただきました。また、年度末に印刷代が集中していますが、一定金額を超える場合は事前申請ということで書かせていただきました。

吉田委員： 茶菓子代が450円とありましたが、本当に買っていけば消費税で端数が出るはずです。飲物だけでお菓子は無しとすべきだと思います。不正の多くは、懇親会とのセットであり、ホテルで宴会を行っていたこと、私が調べたらホテルで会場費は取りません。ある議員によると、乾杯までが市政報告会だと言っていますが、言葉で言えばセコイです。これは領収書を分けてもらっただけです。資料が配られていない、人数を水増したことから、絶対に認めないということが1点です。地区の長寿会に参加して、これが市政報告会だしたり、65ページの資料を何万部も両面カラーコピーしたり、普通はコピーするのではなく印刷屋に発注でしょう。

尾上委員： この部会は、運用指針をいかに良くして、政務活動費を不正に使えなくするということです。吉田委員が調べてこられて、そこまで言うのはどうかと思います。コーヒーは嗜好品だと話がありましたが、私はコーヒーでも構わないのではないかと思います。また、ホテルで開いた場合金額的に高くなるので、そういったことも考慮してあげればと思います。

横野部会長： 市政報告会で使った、会場費、飲物代、看板代の問題がひとつと、どういう形の市政報告会が政務活動に該当するのかというふたつの問題があります。市政報告会のやり方もそれぞれマチマチだと思いますが、そこで政務活動費が認められる市政報告会とはどういうものか、理解されていることを意見交換しておかないとまずいかなと思います。

吉田委員： 共産党の場合、市政報告会を4回開いて、要望、意見を聞いています。その後、地域で市政報告会をしています。ホテルでやったりはしませんよ。自民党の提案しているように厳密にやると、全部だめとなってしまう、もう少し柔軟にと思います。

村石委員： 市政報告会の一般的な概念としては、不特定多数に呼びかけるということがひとつの条件だと思います。ふたつめは内容ですが、自民党案だと制約されてしまうので、所属する政党でいろいろありますし、会場も自治公民館単位や自宅という形式がいろいろあっていいと思います。

江西委員： 村石委員の言われる、不特定多数というのは分かりにくいです。私の場合、後援会を立ち上げておりますが、後援会との線引きはどうなのか教えていただきたいと思います。

村石委員： どの範囲が決まっているわけではないのですが、私の住んでいるところは、270から280軒ほどありますが、支持者であろうとなかろうと全て案内を出しています。特定の人だけに案内してはなりません。後援会については、村石篤後援会があります。私を支持してくださる方々で、励み

になります。私は後援会で懇親会をした場合は、収支報告書を選管へ届けています。

松尾委員： 結局は、政党活動であり、政治活動であるということで線引きできないと思います。政務活動はあいまいで、判断できないですよ。

成田委員： 私も市政報告会を地元でやっておりまして、1時間やるのですが、半分は市政報告を残り30分は意見を聞くということでしています。これは公聴費になるかもしれませんが、一緒にやっています。広報費と公聴費は一緒にしたほうがよいのではと思います。看板代は必要なものだと思います。

吉田委員： 松尾委員の言われたように、確かにあいまいかもしれませんが、共産党の場合は「つどい」の名称で後援会活動をやっております。市民の皆さんの意見を聞くことが大事だと思います。

鋪田委員： 公明党さんがおっしゃっていることは、政務活動費として支出するものがあいまいだということだと思います。按分率を導入するという考えもあるのかと思います。厳しく書いたのは、会派、個人としてこうあるべきだったんじゃないかということで、基本的な理屈として出しました。後援会といっても、選挙のときだけで、サッカーで例えると見ているだけで組織としてのサポーターでない人もいます。混在しているわけですから、声かけするときに注意して後援会活動していくことだと思います。按分するかどうか議論して決めていくべきだと思います。

大島委員： 鋪田委員に同意します。費用の支出に明確なガイドラインが無いと、4月からの第三者機関に持ち込まれたら大混乱します。お互いにチクリ合いとなったら、政治的活動ができなくなってしまいますので、きちっとしたラインをぜひ作ってほしいです。茶菓子を出すのであれば出してください、また飲食店でやるのであれば会場費は認めないということで考えています。

村石委員： 吉田委員が言われた会場費の話ですが、私が調べたところ会場費が発生するホテルがあります。自遊館とかがそうです。

松尾委員： 要は、どう結論づけるかという話になるんですが。

横野部会長： 市政報告会で来ている人の意見交換をするとすると、市政報告会と公聴会とに分けてありますが、市政報告公聴会としてひとつにして、市民の意見を聞くことが前提であるものは、政務活動費を認めていけばいいのではとの判断はあります。そのときは条例を直さなければならないというのが私の意見です。例えば一方通行の市政報告会は認めないとか、公聴会のように意見交換することが前提だと、あと中身など、大筋な方向で認める認めないというラインを出すことで、意見を出してください。

尾上委員： 鋪田委員が言われた、市政報告と政党活動が一緒になった場合の按分の方法は、どのように考えておられますか。

- 鋪田委員： ここには具体事例は載せていなかったと思いますが、いくつかのパターンがあります。例えば、政務活動と後援会と政治活動が混在する場合は、按分し難い場合は1 / 3にというやり方、時間で按分というやり方があります。
- 横野部会長： 第三者委員会が判断するとき、按分率でいったら見極めがづらいと思います。まず公聴会などを認めるという結論がないと、そこが引っかかると思います。
- 尾上委員： 難しいのは、市政報告会と公聴会があった場合、判断が難しいですね。ビデオをカット無しに取ってとなりますね。
- 横野部会長： 不特定多数の案内で、後援会に入っていない人も含んだものを市政報告会と認めるとか、その中身を聞いて第三者委員会が認めるわけです。
- 吉田委員： パークゴルフ会に行って、懇親会をやる前に、議員がしゃべったのが市政報告会とか、普通はあり得ないです。同一会場、同一日時認めないということになります。
- 村石委員： 市政報告会で根本的に考えてもらいたいのは、市民は、議員がどういう活動をしているか分からないということです。市民に伝えることが大事であり、積極的に市政報告会をやり、開かれた議会にすべきだと思います。広報費と公聴費について、大津市議会と一緒にしている、会津若松は分けています。
- 舎川委員： 村石委員の言われたように、広報費、公聴費、市政報告会のルール作りを党も会派も超えて決め、事務局に報告もあり、第三者機関に報告もあり、順序立てて進めていき、定例的なものを会派全員で作っていくことだと思います。
- 高田委員： 公明党さんの言っていることに戻ってしまいました。議員となったからには責任があるわけで、チェック体制を作り、議員活動をしばらない、市政報告をしていくことがいいと思います。まず、按分というところ、合意できるものであれば合意して、やり易いようにやっていくべきだと思います。
- 尾上委員： 混在しているのを認めるというのは、法的にどうなんでしょうか。
- 横野部会長： 市政報告会で参加した人が、中身にクレームつけるというのは、やはり判断基準が難しいと思います。
- 尾上委員： 間違った使い方をしないようにルールを決めていかなければいけないと思っていますので、法的に認められるのかははっきりしておかなければならないと思います。
- 後藤次長： 法的と言いましょか、全国で政務活動費の手引きを作っておられる方の考え方の引用としましては、政務活動と政党活動と選挙活動と後援会活動といったものが明確に区分できる、客観的に証明できるのであれば、それに従えばいいのです。客観的に説明するのは、なかなかむずかしいです。議員さ

んの活動を見ますと、政務活動、選挙活動など様々な活動が入り混じっていますので、合理的に費用按分できるかという点とむずかしい活動実態があると思います。その中で、いくつかの裁判例が出てきて、手引きの中に盛り込まれているというのがあります。先ほど鋪田委員さんがおっしゃったように、大きな考え方としては、政務活動とそれ以外の活動が含まれていた場合は1/2にしましょうとか、そこに私的活動があればさらに半分にしましょうとか、そういった考え方があります。そういったものの積み重ねで、各自治体が手引きを作っているという実態があります。今後、会派に皆さんで意思決定していただく場合も、第三者機関で判断する場合も、事務局で判断する場合も、こういった要件が含まれていれば政務活動なのか、何が政務活動なのか明示していただかなければ、会派の幹部の皆さんも第三者機関も私どもも判断できません。議員さん個人個人の統一した合意できるルールというものがあれば、組織として関与していただく部分で大変重要になってきます。それが、第三者機関の、事務局の審査基準となってまいります。失礼いたしました。

横野部会長： 政務活動とは、例を出して払えるかどうか、作業部会で方針を出していかないなりません。

吉田委員： 15で、会派が認めて市政報告会をやるのが条件です。

松尾委員： 皆さんの思いを聞かせていただきましたので、持ち帰らせていただきたいと思います。明確に按分率を決めていくことが大事だと思います。

江西委員： 按分して、残りの部分は誰が払っているのか、政党なりが払うわけですね。政党の色によって違ってくるとは思います。

鋪田委員： 按分で飲食が分からないものは認めないというのがあります。懇親会が無かった場合と分けていかないといけないと思います。

江西委員： 懇親会は対象ではないですね。

鋪田委員： 按分できないものは指針の中で謳っていくべきだと思います。

横野部会長： 懇親会というのは、ダブってやらないということで、削除しましょう。

尾上委員： 市政報告会にセットでやっても良いのかどうか、どうなんでしょうか。

横野部会長： お酒を飲むということは後援会活動であって、酒はだめだと反省しなければなりません。政務活動費に充てることはありません。按分することは無いと思っていたんですが、皆さんの意見はどうですか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： 市政報告会と意見を聞く公聴会の場合、会場費を1/2にしましょうとか、全額認めましょうとについては、個々の意見を持ち帰って、次回までに方向を出してもらうことでいきたいと思います。

高田委員： 江西委員の言われたことがちょっと分からないのですが。

江西委員： 吉田委員が、何か乗せた場合は按分だと言われたのです。按分したということは、相手があるわけですから、政党が負担するのか、個人に跳ね返ってくるのか政党によって違うということです。でも、政党が出すというスタイルは無いですよ。結局、個人に跳ね返ってくるんですよ。お金のかかる議員もいれば、かからない議員もいるということで、政党によって違います。そういう意味で言いました。

高田委員： 分かりました。

村石委員： 社民党は、全て按分についてはしないというのが原則です。理由は、線が引きにくいからです。広報誌についてもそのように言っています。

大島委員： 不正で、今まで返して終わりとなっていますが、不正防止を担保するためにも、不正のあった会派へ3ヶ月支給しないと、ペナルティを検討すべきではないかと思います。提案をさせていただきました。

横野部会長： それは良く分かるんですが、別の懲罰委員会にてと思っています。

大島委員： 運用指針の中でやるとしていました。ぜひお願いしたいと思います。

横野部会長： 皆さんの意見をどんどんまとめて進めたいのですが、時間もきておりますので、今日の部会とすれば、各会派で持ち帰っていただいて検討していただきたいと思います。按分するしないも含めて、そのあたりを検討していただきたいと思います。この後、視察、陳情活動における旅費支給基準等、たくさんありますので、今回4ページで留め置くこととしたいと思います。皆さん持ち帰って検討していただくということで、よろしいですか。次回は、22日の10時からでよろしいですか。

村石委員： 部会長、22日は9時からでどうですか。

高田委員： ある程度やってしまわないと、スケジュールがタイトになってしまい、作業部会は何をやっていたのかになってしまいます。22日は昼もやるという覚悟でどうですか。開始はどうしますか。

横野部会長： 22日は9時半から開催するということにします。各会派で22日まで検討いただいて、ある程度、方針は決めておいてください。また、按分率の問題もありますので、会派で統一できるものがあれば、統一しておいてください。

鋪田委員： 按分率についてなんですが、予めそういうことが起こりうるから決めておこうということなんですか。

横野部会長： 最初から按分率を決めてこれができますということと、按分率が無くとも妥



当性があるものがあると思うので、そのあたり、それぞれ検討してください。  
今、ここで按分率はこうしましょうというつもりはありません。それでは再度確認しますが、次回の開催は12月22日9時半に開催するというので、ご案内はいたしませんので、その時間に皆さんお集まりください。今日、合意した部分もありますので、事務局のほうでまとめて出せば出すようにします。これをもって、政務活動費・運用指針策定作業部会を閉会いたします。ご苦労様でした。